

# 【公共施設等総合管理計画：受益者負担の適正化】

## 公の施設の使用料等の見直しについて

---

令和7年6月9日  
財務部 資産活用課

# 1 令和7年度の使用料等の見直しについて

## (1) 見直しの概要

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料の見直しを検討する。なお、最終的な使用料の改定の判断は、施設の状況を踏まえ、施設所管課において決定していく。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の利用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

### 【検討対象の使用料の種類】

入浴料、宿泊料、リフト料金、キャンプ料金、ボブスレー料金、入館料

## (2) 見直しのスケジュール

- 新たな使用料の適用は、関係者や地域との協議を経て、令和7年12月定例会に条例改正議案を上程し、令和8年4月1日の施行を目指す。

## 2 令和8年度以降の使用料等の見直しについて

### (1) 見直しの概要

- 第7次行政改革推進計画において、歳入の確保の観点により、当初、令和7年4月から実施を予定していた公の施設の使用料の定期的な見直し（市民生活に密着した使用料）は、コロナ禍による施設利用者数の減少や物価高騰などによる市民生活への影響を考慮し、先送りとしていた。
- 今後は、公共施設等総合管理計画に基づく取組として、「公の施設の適正配置（後期計画）」、「施設管理の適正化」、「受益者負担の適正化（施設使用料・減免基準の見直し）」に取り組むこととする。

### (2) 見直しのスケジュール

- 令和9年度から新たな使用料や減免基準を適用できるよう、取組を進める。